

チェックリスト

申請書類に添えて、提出願います。

助成金名（コース名）：人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野（事業主経費助成））支給申請書

| | | | | |
|------|--------------|----------------|----------------|--------------|
| 実施月 | 4月、5月、6月 | 7月、8月、9月 | 10月、11月、12月 | 1月、2月、3月 |
| 提出期限 | 7月1日から8月末日まで | 10月1日から11月末日まで | 翌年1月1日から2月末日まで | 3月1日から5月末日まで |

※雇用保険料率が1000分の18.5の中小建設事業主

※ここに掲載したもの以外であっても、石川労働局が審査にあたって必要な書類の提出を求める場合があります。

事業所名【 _____ 】

| チェック | 申請様式番号・様式名 | 備考 |
|----------------------------|--|--|
| ① <input type="checkbox"/> | 人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）（事業主経費助成））支給申請書（ 建魅様式第5号 ） | |
| ② <input type="checkbox"/> | 支給要件確認申立書（ 共通要領様式第1号 ） | |
| ③ <input type="checkbox"/> | 支払方法・受取人住所届（ 帳票種別32850 ） | 初回申請時に提出。登録済みの口座を変更する場合は改めて提出通帳のカタカナ表記の面、当座預金は手形帳・小切手帳等の写し |
| ④ <input type="checkbox"/> | 事業報告書（ 建魅様式第5号別紙 ） | |
| ⑤ <input type="checkbox"/> | 支給対象費用別の所要費用の領収書の写し | |
| <input type="checkbox"/> | 石川労働局（県内ハローワーク含む）では、支給申請書等の提出者が申請事業所の事業主、従業員等あるいは提出代理人（代行者）であるかを確認するため、 窓口で支給申請書等を提出していただく際は、「雇用関係助成金支給申請書等の提出者（手続き者）の確認について」により提出者本人の身分確認を実施しておりますので、ご協力をお願いします。 | |
| 期間雇用労働者の健康診断を実施した場合 | | |
| ⑥ <input type="checkbox"/> | 検診証明書（ 建魅様式第6号 ） | |
| ⑦ <input type="checkbox"/> | 雇入通知書、労働条件通知書、雇用契約書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）のうちいずれか1つの写し | |
| ⑧ <input type="checkbox"/> | 医療機関からの領収書の写し | |
| 雇用管理研修を実施した場合 | | |
| ⑨ <input type="checkbox"/> | 受講者名簿及び助成金支給申請書内訳書（ 建魅様式第7号 ） | |
| 雇用管理研修を受講させた場合 | | |
| ⑩ <input type="checkbox"/> | 受講者名簿及び助成金支給申請書内訳書（ 建魅様式第7号 ） | |
| ⑪ <input type="checkbox"/> | 賃金台帳の写し | |

《申請書類の提出先・方法》

・石川労働局職業安定部職業対策課に出来るだけ持参いただくか、簡易書留等の必ず配達記録が残る方法で提出してください。

※重要：到達日が受付日となります。

《留意事項》

- ・計画届の提出や支給申請時に審査に必要な書類が不足している場合は受付できませんので、必ず提出前に当該チェックリストでご確認ください。
- ・石川労働局に提出した書類については、助成金の支給が終了した後も5年間保管してください。また、石川労働局や会計検査院による実地検査が行われることがありますので、その際は書類の提出等にご協力いただくようお願いします。
- ・虚偽の申し立てがあった場合は、不正受給として処分され、処分の日から起算して5年間は、雇用関係助成金は支給されません。また、支給された助成金の返還に加え、延滞金及び返還を求めた額の2割に相当する額の合計額が請求されるとともに、原則事業主名等が公表されます。